

環循適発第 20090411 号  
令和 2 年 9 月 4 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課長  
(公 印 省 略)

地方公共団体における廃棄物処理施設整備事業に係る  
平準化の取組及び部局間連携の推進について（通知）

日頃より、廃棄物行政の推進については、御尽力いただき有り難うございます。

今般、総務省及び国土交通省より環境省に対して、「地方公共団体における土木部局以外の部局による平準化の取組及び部局間連携の推進について」（令和 2 年 9 月 3 日付け総行行第 2 2 6 号・国不入企第 1 2 号）により、各地方公共団体の土木部局以外の部局による公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）の取組及び部局間における連携が図られるよう、周知徹底依頼がありました。

貴職におかれては、廃棄物処理施設整備事業に係る平準化の取組及び部局間連携の推進について、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年 1 0 月 2 1 日付け総行行第 2 1 5 号・国土入企第 2 6 号）における要請の趣旨を踏まえ、貴機関における財政部局及び土木部局など他部局とも緊密に連携の上、適切な対応を講ずるとともに、貴管下市町村等に対して周知徹底をお願いします。